

## SIDfm XML契約約款

2014年11月7日施行

2015年6月14日改訂

### 第1条（約款の適用）

株式会社サイバーセキュリティクラウド（以下「当社」という）は、セキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款（以下「SIDfm約款」という）に基づきSIDfm XMLサービス（以下「本サービス」という）を提供するにあたり、以下SIDfm XML契約約款（以下「本約款」といいます）を定めます。なお、本約款にて別途定義が示されていない用語に関しては、SIDfm約款における定義が適用されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### 【契約者】

SIDfm約款および本約款を締結した法人。なお、本約款の適用によりSIDfm約款における利用者も契約者とみなす

#### 【XMLデータ】

当社のセキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ・サービスシステムを通じてXML (Extensible Markup Language) 仕様で提供するセキュリティ情報データベースの中間データ

### 第3条（XMLデータの取得）

契約者は、当社が用意するXMLデータを配信するユーティリティに対して、プログラムによって定期的にXMLデータを取得し、当該XMLデータを契約者のシステムに取り込んで使用できるものとし、当該取得はSIDfm約款第24条（情報の利用）の(4)および(6)には該当しないものとする。

### 第4条（情報の限定的利用）

本約款における契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、SIDfm約款第24条（情報の利用）に加えて、以下の条件の元で情報を利用することができます。

- (1) 契約者は、XMLデータを送信可能化することができます。ただし、XMLデータをバックアップ用途を含むいかなる複製・改変・翻案等を行うことはできません。
- (2) 契約者は、SIDfm約款で定める契約期間が終了した場合には、当社が提供するXMLデータおよびコンテンツ、ユーティリティの全部を消去するものとします。
- (3) 契約者は、XMLデータから抽出したコンテンツを契約者のシステム内のデータベースの実体1つに限り保存・保持することができます。ただし、元となるXMLデータはデータベースへ保存・保持した時点をもって消去するものとします。

(4) 契約者は、XMLデータから抽出したコンテンツを保存・保持した契約者のデータベースを複製しないものとします。

(5) 契約者は、XMLデータから得られるコンテンツを利用する場合には、必ず当社の指定する著作権表示を添えて利用しなければなりません。

(6) 契約者は、XMLデータから得られるコンテンツの一部または全部を契約者のシステムの機能により再利用可能な形式で出力しないものとします。

#### 第5条（禁止事項）

本サービスは、以下の用途に使用することを禁じます。

- (1) 日本国外へのサービス提供用途
- (2) 不特定多数へセキュリティ情報データベースのコンテンツの開示する用途
- (3) 本サービスと類似したサービスの提供用途
- (4) セキュリティ情報データベースのコンテンツの複製・改変・翻案を伴う用途

本約款において明示的に変更したものを除き、SIDfm 約款の各条項は引き続き有効とします。